

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「ガバナンスの優れた企業とは、株主価値の最大化を目的としながらも、環境的側面や社会的側面にもバランスよく配慮した企業継続という長期的な視点から、フェアでオープンな事業活動を通じて、あらゆるステークホルダーにとっての企業価値を高める経営を行う企業である」という理念に基づき、健全かつ機能性に優れたコーポレート・ガバナンスおよび企業活動の透明性、健全性を確保する企業倫理体制の構築に努めています。

当社は、コーポレート・ガバナンスを強化することが、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認識しており、取締役会等の役割・責務のなご一層の充実をはじめ、適切な情報開示と積極的な株主との対話により、あらゆるステークホルダーと良好な関係を築いて、企業価値を高める経営に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 - 4 株主総会における権利行使】

当社は、海外投資家にも配慮し、招集通知と株主総会参考書類については英訳版を作成し、当社ホームページを通じて、すみやかに開示しております。

(株主総会招集通知 英訳版 : <https://www.kyosan.co.jp/english/ir/stock02.html>)

なお、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、現段階では議決権の電子行使を行っておりません。今後、状況の変化に応じて検討してまいります。

【原則1 - 4 政策保有株式】

1. 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、事業機会の創出や営業取引・調達取引関係の維持・強化など、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要と判断できる政策保有銘柄について、取締役会でその保有に伴う便益と保有リスク等を鑑み保有の可否を判断しております。また、保有が資本コストに見合っているか等の視点から、毎年、取締役会で個別に保有の適否について判断してまいります。

2. 政策保有株式に係る議決権行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使基準を次のとおりとしております。

(1) 原則として、全ての議案に対して議決権を行使いたします。

(2) 当該企業の経営方針を尊重した上で、業容、経営状況などを勘案して、議案ごとの賛否を判断いたします。

(3) 当社の企業価値や株主共同の利益に影響を与える可能性のある議案については、個別の対話を通じてその目的および企業価値向上に向けた考え方等を確認した上で賛否を判断いたします。

当社は、上記の「1. 上場株式の政策保有に関する方針」および「2. 政策保有株式に係る議決権行使基準」に基づき、政策保有株式に関する対応を行っております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 当社は、「KYOSAN VISION」において、企業理念を「安全性・信頼性」「地球環境保全」をキーワードに先進の技術と高い品質で「社会の発展と快適性向上」に貢献する」と公表しております。

内容は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(企業理念 : <https://www.kyosan.co.jp/company/vision.html>)

また、中期経営計画、当該事業年度の見通しなどにつきましても策定し、公表しております。内容は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(中期経営計画 :

<http://contents.xj-storage.jp/xcontents/67420/13974b03/dc24/4be6/a83f/14f4b84ac10c/140120180511435564.pdf>)

(2) 当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方をコーポレートガバナンス報告書にて公表しております。内容は、同報告書「1 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 当社は、取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続をコーポレートガバナンス報告書にて公表しております。内容は、同報告書「2 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」をご参照ください。

(4) 取締役会は、経営陣幹部の選解任および取締役候補の指名について、取締役がそれぞれの役割を担うに相応しい能力・資質を有しているかを判断し、決議しております。

監査役候補の指名は、代表取締役が候補者を監査役会に推薦し、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議をもって行っております。

(5) 経営陣幹部の選解任に際しては、取締役会上程時に理由を説明しております。また、取締役・監査役候補の指名に際しては、取締役会上程時に各候補者の指名の理由を説明しております。

【補充原則4 - 1 - 3 取締役会の役割・責務(1)】

当社では、最高経営責任者(CEO)等の後継者計画(プランニング)について、任意の指名委員会を設置し、委員会が審議いたします。後継候補者に対しては担当役員または事業部長といった立場で高度な役割・責務を与え、取締役会等の場でその判断力・発言力を高める経験を通じて後継者候補に相応しい人材として育成してまいります。

取締役会は、後継候補者として適切な人材が否かを協議を通じて判断してまいります。

【補充原則4 - 2 - 1 取締役会の役割・責務(2)】

当社の取締役報酬は、2007年4月に取締役会で承認された役員報酬内規(2017年4月に社外取締役報酬を改定)に基づいて、役位ごとに基本報酬、株式購入に充てるインセンティブ報酬、業績連動報酬(賞与)が決定されます。今後は任意の報酬委員会を設置し、委員会において客観性・透明性を保ちながら、健全なインセンティブとして機能するようそれぞれの割合も考慮して必要に応じ報酬体系の見直しを図ってまいります。

【補充原則4-3-2 取締役会の役割・責務(3)】

当社は、CEOの選任に関しては、社内の論理、関係性だけではなく、社外役員の関与により客観性・適時性・透明性が確保された状況で十分な資質、経験、判断力等を有した者を選任しております。

今後、任意の指名委員会を設置し、より一層客観性・適時性・透明性あるCEO選解任手続を構築してまいります。

【補充原則4-3-3 取締役会の役割・責務(3)】

当社は、取締役会が、CEOの解任についてその実績、資質、適格性などを総合的に評価し、CEOに求められる機能・役割が適切に発揮されていないと判断した場合には、客観性・適時性・透明性が確保された状況で取締役会の決議要件をもってなさるべきと考えております。

今後、任意の指名委員会を設置し、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を構築してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は現在、取締役会の下に指名委員会や報酬委員会は設置しておりませんが、独立社外取締役2名を含む取締役会で経営陣幹部・取締役の指名・報酬について審議し決定しております。今後、独立社外取締役を主要な構成員とする指名委員会および報酬委員会を新たに設置して、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの特に重要な事項について独立性・客観性を確保して決定してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、各事業分野に精通した業務執行を兼務する取締役と、各分野の専門的知識を有する業務執行を兼務しない専任取締役で構成されておりますが、現状においては、ジェンダーや国際性の面で十分に多様性を有する構成とはなっておりません。今後、取締役会の構成につき、ジェンダーや国際性の面で多様性の更なる高度化を図ってまいります。

当社監査役会は、各事業分野に精通し、適切な経験・能力を有する社内監査役と、各分野の専門的知識を有する独立役員である社外監査役で構成されております。そのうち1名は、金融機関勤務で培われた財務・会計に関する十分な知見を有しており、他の1名は弁護士としての法律的かつ倫理的知見を有しております。

取締役会は、その役割・機能の高度化を図るため、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引が発生する場合には、リーガルチェックを実施することを原則とし、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で取締役会に諮り、内容の是非を判断いたします。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定給付企業年金制度を導入しており、積立金の運用は専門の運用機関に委託しております。また、アセットオーナーとしての機能を高めるべく、担当部署の管理者は必要に応じて運用機関から説明を受けるなど、内部における人材育成についても注力しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社取締役会は、法令・定款で定められた事項のほか、取締役会規程に定められた事項に関して審議し、承認・決定します。

また、当社取締役会は、取締役会規程に定められた審議事項以外の業務執行に関する事項については、取締役または執行役員の職務権限の範囲において各取締役、執行役員に委任しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役を2名選任しております。内容は、当報告書「2.1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】」をご参照ください。今後、当社をとりまく環境に変化が生じ、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と判断した場合には、独立社外取締役の増員も含め、十分な人数の独立社外取締役を選任してまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、かつ企業経営に必要な専門的知識を有する専門家および企業経営の経験者ならびにこれに準ずる者であることを当社独自の判断基準としております。また専門的かつ幅広い見識を活かして当社の社外取締役としてその職務を全うできると判断できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、各事業部門および管理部門に精通した取締役と会社法および東京証券取引所が定める独立性基準ならびに当社独自の判断基準を満たした独立社外取締役により構成しております。また、取締役会の規模につきましては、実質的な議論を活発に行うために適切な員数として10名と定款に定めており、迅速な意思決定を行うように努めております。なお、取締役候補者の指名にあたり、性別・国籍等は問いません。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役・監査役の重要な兼職は合理的な範囲としており、その状況は株主総会参考書類や事業報告等の開示書類に記載しております。

(株主総会招集通知: <https://www.kyosan.co.jp/ir/stock02.html>)

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会の実効性を高めるべく取締役・監査役からの意見を参考にして、その運営方法や審議事項につき改善を図っております。また、取締役会の更なる実効性確保・向上を目的として、取締役・監査役に対し、無記名式の「取締役会に関するアンケート」を実施しております。

アンケートの集計・分析結果をもとに取締役会において評価を行い、取締役会の実効性について一定の評価がされました。継続的に取締役会の実効性確保・向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役および監査役が、その求められる役割を果たすために、必要に応じて社内の担当部署または外部専門家による講習会、外部セミナーへの参加などを実施・推奨しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するために、以下の取り組みを行います。

1. 株主総会のほか従来より開催しているIR説明会等の機会を通じて、合理的な範囲で株主との対話の一層の充実に取り組みます。
2. 対話で得られた意見を取締役および経営陣幹部にフィードバックし、企業活動に適切に反映するよう努めます。
3. IR・広報部担当役員を株主との対話全般の統括責任者とし、IR・広報部を事務局として、適時・適切に企業情報を開示し株主との対話を推進します。
4. 株主との対話においては、社内規程の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理しております。なお、当社では決算情報に関しては株主の皆様の公平性を確保するため、各四半期の決算日から決算発表日までの期間は、業績の見通しに関する質問・対話は差し控えていただきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	6,089,000	9.70
京三みづほ会	4,123,817	6.57
京王電鉄株式会社	3,143,150	5.00
株式会社横浜銀行	3,124,000	4.97
京三製作従業員持株会	2,762,434	4.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,675,900	4.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,230,800	3.55
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	1,372,900	2.18
株式会社三菱UFJ銀行	1,350,800	2.15
明治安田生命保険相互会社	1,007,000	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤本克彦	公認会計士											○
阪本昌成	弁護士											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤本克彦	○	——	同氏は、1971年から公認会計士として活躍されており、2008年6月に当社取締役に就任されました。 同氏は公認会計士および監査法人の代表社員として長年にわたって培われた専門的知識および経験を有しておられ、当社は、同氏の見識を取締役会の強化に活かすため、取締役へ就任いただいております。さらに、同氏が公認会計士であることから、2008年より当社買収防衛策における独立委員会委員として選任しております。同氏は社外取締役としての機能を十分発揮しておられ、独立役員としての属性において高い独立性が認められることから、独立役員として相応しいと判断いたしました。

阪本昌成	○	——	同氏は、1984年に広島大学法学部教授に就任以降、2004年からの九州大学大学院法学研究院教授等を経て、2011年より近畿大学大学院法務研究科教授として活躍されてきました。 同氏の高度な専門知識と見識に鑑み、当社は、2007年より当社買収防衛策における独立委員会委員として選任し、さらに取締役会の監督機能の強化に繋がるものと判断し、2010年6月に当社取締役役に就任いただきました。 また同氏は、2015年3月に第一東京弁護士会の弁護士となられております。同氏は社外取締役としての機能を十分発揮しておられ、独立役員としての属性において高い独立性が認められることから、独立役員として相応しいと判断いたしました。
------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と会計監査および内部統制監査に関する監査計画ならびに監査報告に関する会議を定期的開催しております。また、期中に問題が発生した場合には、直ちに協議する体制になっております。

監査役会は内部監査室と年5回以上の連携会議を開催して情報交換を行っており、内部監査室はその時点で終了している監査の概要を監査役会に説明し意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大島正寿	弁護士													○
坂下久雄	他の会社の出身者													○

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大島正寿	○	——	同氏は、1990年4月に横浜弁護士会（現神奈川県弁護士会）に登録した弁護士であり、2006年度同会副会長を経て、2007年6月に当社監査役に就任されました。 当社は、同氏の弁護士として培われた専門的な知識、経験を当社の監査体制に活かしていただくため、同氏に社外監査役へ就任していただきました。同氏は社外監査役としての機能を十分発揮しておられ、独立役員としての属性において高い独立性が認められることから、独立役員として相応しいと判断いたしました。
坂下久雄	○	同氏が海外拠点の支店長等を務めていた株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）は、当社の主要な借入先ですが、同氏は2003年に同行を退職しております。	同氏は、1997年株式会社東京三菱銀行マニラ支店長、2000年同行シンガポール総支配人兼支店長、2003年西濃運輸株式会社取締役を経て、2006年に西濃シェンカー株式会社の代表取締役副社長、2010年から2011年6月まで同社専務執行役員として活躍されました。 当社は、同氏の金融機関において要職を歴任し、さらに企業経営者として培った豊富な知識と経験を取締役会に対する監視機能の強化に活かすため、2011年6月に同氏を社外監査役として選任いたしました。同氏は社外監査役としての機能を十分発揮しておられ、独立役員としての属性において高い独立性が認められることから、独立役員として相応しいと判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績連動報酬と自社株購入という2つの側面でインセンティブを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

[2018年3月期実績]

取締役および監査役の報酬等の額は以下の通り

取締役 9名 377,430千円(うち社外 2名 18,000千円)

監査役 4名 45,600千円(うち社外 2名 15,600千円)

(注)

1. 上記の取締役報酬等の額は、当事業年度に係る賞与の支給予定額68,430千円を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第153回定時株主総会において、年額5億4千万円以内(うち社外取締役3千万円以内)と決議されております。
また、監査役の報酬限度額は、1986年7月23日開催の第121回定時株主総会において、月額400万円以内と決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役ならびに監査役の報酬等の決定方針は、取締役会の決議による「役員報酬基準」として定めております。その中で、固定報酬である「基本報酬」および一定以上の業績を収めた時に常勤取締役に対して支払われる「賞与」についての算定・支給方法を規定しております。
なお、取締役ならびに監査役の報酬総額の上限枠は、株主総会の決議により定められております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

当社は社外取締役を2名選任しております。社外取締役に対しては、取締役会事務局という立場から総務部が必要な対応を行っております。
当社は社外監査役を2名選任しております。社外監査役を含む監査役の必要に応じて、内部監査室および関係部署との情報交換を行い密接に連携しております。なお、監査役が監査役の職務を補助すべき専任または兼務の監査役スタッフを要請した場合、適宜適切な人材をスタッフとして配置することとしており、現在、内部監査室の部員2名を兼務の監査役スタッフとして配置しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名
--------------------------	-----

その他の事項

当社は、定款において取締役会決議により相談役、顧問を置くことができる旨を定めておりますが、現在、会社の経営に深く関与する該当者はおりません。なお、代表取締役等を退任した者が相談役あるいは顧問に就任する場合でも、前任経営者としての助言等の業務に限られ、経営には一切関与いたしません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

【ガバナンスに関する現状の体制について】
当社は、執行役員制度を導入しており、最高意思決定と経営監督を行う取締役会の機能向上・活性化と、執行役員による業務執行の高度化・迅速化を図り業務を遂行しております。また、当社は、社外取締役および社外監査役を選任することにより、経営の監督・監視機能の強化に努めております。
取締役会は毎月1回定時開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項や経営計画に関する事項をはじめ、組織、制度、人事、財務、設備、労働協約など重要事項について審議・承認・決定するとともに、業務執行を監督しております。
【業務執行、監査・監督機能の強化に関する取組状況について】
業務執行につきましては、取締役会で決定された経営重要事項を確実に執行するための執行レベルの意思決定機関として、全執行役員および常勤監査役で構成する経営執行会議を原則月2回開催するほか必要に応じて臨時に開催し、取締役会で決定された経営重要事項を確実に執行するための執行レベルの意思決定、執行手法の協議および実施状況の確認、取締役会に付議すべき事項、営業・技術・生産・子会社関連事項・その他重要事項、代表取締役特命事項など重要な事項について審議しております。
なお、取締役の任期につきましては、取締役の経営責任を明確にして経営体制の強化を図るとともに、経営環境の変化に即応した経営体制を機動的に構築するため1年としております。
監査役会は監査の方針などを決定し、各監査役の監査状況などの報告を受けるほか、会計監査人からは随時、監査に関する報告を受けております。また、会計監査人、内部監査室、子会社監査役との連携を密に行い、内部統制の運用状況の把握を行っております。
監査役は、取締役会、その他の経営に係る重要会議に出席し、経営の健全性や意思決定プロセスの透明性を監査するとともに、取締役からの報告の聴取、重要な決裁書類の閲覧などにより取締役が行う職務執行における適法性、適正性、妥当性を中心とした監査を行っております。常勤監査役は経営執行会議に出席し、その内容を監査役会で報告しております。
【社外取締役および社外監査役の役割や機能について】
社外取締役につきましては、会計、法律などの専門的な知見により、経営全般の監督と有効な助言を得ております。また、社外監査役につきましても、企業経営、法律などの専門的な観点からモニタリング機能を高め、監査の充実を図っております。
これら社外取締役および社外監査役の客観的および専門的立場から、それぞれ取締役会の最高意思決定機能および経営監督機能の向上・活性化を図っており、経営に対する監督・監視は十分機能していると考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役の監督機能を活かしつつ、取締役会の機能強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制の維持・向上を目指し、監査役会設置会社を選択しております。

当社は執行役員制度を導入しており、最高意思決定と経営監督を行う取締役会の機能向上・活性化と、執行役員による業務執行の高度化・迅速化を図り業務を遂行しております。また、当社は、社外取締役および社外監査役を選任することにより、経営の監督・監視機能の強化に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様にご意見を十分検討していただくため、定時株主総会開催日より約3週間前を目処に発送するとともに、約4週間前を目処に当社ホームページや株式会社東京証券取引所のウェブサイト等を通じて、すみやかに開示しております。2018年6月22日(金)開催の当社第153回定時株主総会の招集通知は、2018年5月25日(金)にウェブサイト上で開示し、6月1日(金)に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主が株主総会に出席いただけるよう、いわゆる「集中日」と予測される日を避けて設定しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに掲載しております。 (https://www.kyosan.co.jp/english/ir/stock02.html)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	直近のIRラージ・ミーティングは2018年5月29日(火)に開催いたしました。当社ホームページに資料を掲載しております。「株式会社京三製作所2018年決算説明会」 (https://www.kyosan.co.jp/ir/library06.html)	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、決算関係情報、会社説明資料、内部統制基本方針他適時開示情報を掲載しております。 (https://www.kyosan.co.jp/ir/library03.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRにつきましては、IR・広報部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の中長期ビジョンである「KYOSAN VISION」や年度経営方針をはじめ、「企業行動基本規程」等においてステークホルダー重視の経営姿勢を明確にし、当社および子会社の全役職員に徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	顧客重視、技術力の向上、コンプライアンス、公正な企業活動、積極的な情報開示、人間尊重、良き企業市民、リスク管理、地球環境の保全の9項目で構成する「企業行動基本規程」を制定し、当社および子会社の全役職員に徹底を図っております。また、ISO14001認証を取得しており、環境マネジメントシステムを継続的に改善・運用しております。なお、本年度より環境報告書とAnnual Reportを統合した統合報告書を発行しております。 (https://www.kyosan.co.jp/ir/library07.html)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社「企業行動基本規程」の1項目として積極的な情報開示について定めるとともに、ディスクロージャー・ポリシーとして表現し、当社ホームページに掲載しております。 (https://www.kyosan.co.jp/ir/disclosure.html)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「ガバナンスの優れた企業とは、株主価値の最大化を目的としながらも、環境的側面や社会的側面にもバランスよく配慮した企業継続という長期的な視点から、フェアでオープンな事業活動を通じて、あらゆるステークホルダーにとっての企業価値を高める経営を行う企業である」という理念に基づき、健全かつ機能性に優れたコーポレート・ガバナンスおよび企業活動の透明性、健全性を確保する企業倫理体制の構築に努めております。

当社は、社会の公共性、公益性、安全性に深く関わる事業に携わる企業としての強い責任感と誠実性、倫理観を保持するとともに、法令、社会ルールを遵守して行動することを重要事項と考えており、子会社を含めた内部統制システムを構築・運用しております。

・コンプライアンスについて

当社は、社長執行役員をコンプライアンス責任者としております。

当社および子会社は、法令、規則、社会・企業の倫理規範および「企業行動基本規程」などの遵守徹底に努めております。

・リスク管理について

当社は、社長執行役員をリスク管理責任者としております。

当社および子会社は、「リスク管理規程」に基づくリスク管理委員会体制を構築し、リスク管理の強化を行っております。

・内部監査について

当社および子会社の業務執行におけるリスクを評価し、業務の有効性・効率性および適法性を監査して改善要求・提言を行うほか、内部統制システムに関する整備・運用状況評価を実施しております。

【整備状況】

1. 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役等(取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者)および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

監査役は、取締役の職務執行について、適法性、適正性、妥当性を中心とした監査を行い、当社および子会社において法令・定款に違反する行為があった場合、またはそのおそれがある場合には、取締役に対する勧告、助言など必要な措置を講じております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書および情報を法令および規程に基づき適切に管理しております。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理委員会」を設置し、当社および子会社の経営リスクを認識、分析し、リスク統制を行っております。リスク管理委員会の傘下に個別リスク委員会として「経営・財務リスク委員会」「災害リスク委員会」「情報リスク委員会」置いており、これら個別リスク委員会の活動状況は各個別リスク委員会の委員長がすみやかにリスク管理委員会に報告を行うとともに、リスク管理委員長の判断により、リスク管理責任者に報告等を行っております。

4. 取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役および子会社の取締役等は、年度経営計画に基づき、経営目標達成のために具体的実施事項を策定し、確実に実行しております。また、取締役会は、取締役および子会社の取締役等の職務の執行状況を確認し、必要な意思決定を行っております。

5. 当社および子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会等において経営方針などの重要な事項の示達を行い、子会社との連携会議を開催して業務の適正の確保に努めております。また、経営企画部は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から執行状況等の重要事項の報告を定期的または必要に応じて受け、業務の適正性を確認しております。内部監査室は、当社のほか子会社も監査の対象とし、業務監査および内部統制システム整備・運用状況評価を実施しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が監査役の職務を補助すべき専任または兼務の監査役スタッフを要請した場合には、これらを配置いたします。専任または兼務の監査役スタッフを配置する場合、監査役スタッフの業務に関する業務執行者からの独立性の確保を図ります。また、監査役からの指示の実効性を確保するため、当該監査役スタッフは当社の指揮命令は受けないものとしております。

7. 監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の全役職員は、当社および子会社に重大な影響を及ぼすリスクが存在する場合は、監査役にその内容を報告いたします。また、コンプライアンス委員会の委員長は、ヘルプラインによる使用人からの通報内容とその調査結果等を、規程に基づき監査役に報告いたします。

8. 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社が対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。また、監査役は、その他の取締役、執行役員、会計監査人等と定期的に情報交換し、必要に応じて随時報告を求めています。

内部統制システム決議事項の詳細は、当社のホームページ(<https://www.kyosan.co.jp/company/governance.html>)をご参照下さい。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向け、「企業行動基本規程」の中で反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対処することを定め、当社および子会社の役職員に周知徹底しております。また、当社および子会社を対象とした定期的な講習を実施しており、必要な情報を伝達しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

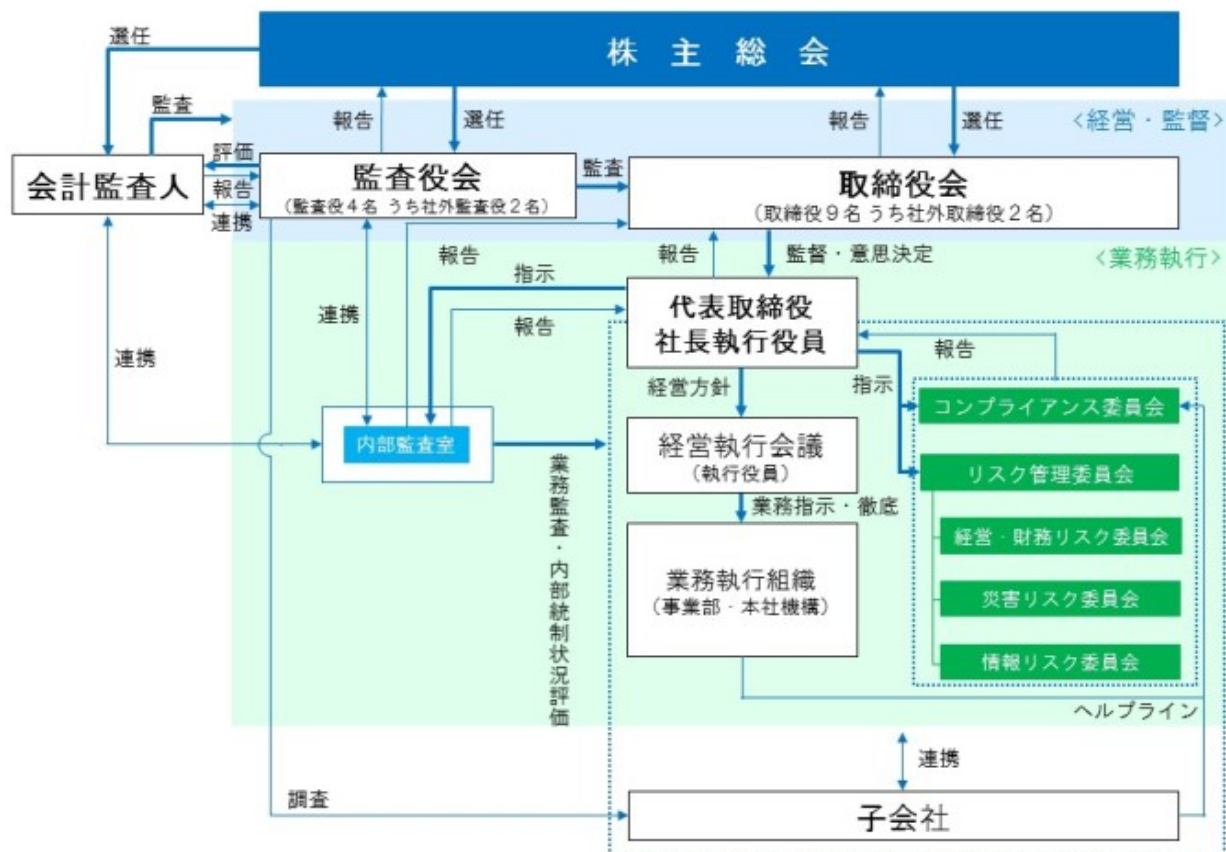
該当項目に関する補足説明

当社は、基本方針に基づいて法令改正や買収防衛策に関する世間動向を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の視点から対応策について検討の結果、2016年5月13日(金)開催の当社取締役会において、定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、旧買収防衛策に必要な修正を加えた上で継続することを決議し、2016年6月24日(金)開催の当社第151回定時株主総会において原案どおり承認可決されました。

本プランの詳細は当社ホームページ(<http://contents.xj-storage.jp/xcontents/67420/bb69e551/89eb/42f9/90cc/1ba4006b4107/140120160513488637.pdf>)をご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制図



当社の情報開示体制

